様式第10号（告示第５の６関係）

平成　年　月　日

製造特定活動計画認定（取消し）報告書

○○入国管理局長　殿

所在地
名　称
代表者の氏名　　㊞

平成○年○月○日付けで経済産業大臣より製造特定活動計画の認定を受けました（又は、取り消されました）ので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第５の６⑴（又は⑵）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定外国従業員受入企業の名称
２　特定外国従業員受入企業の代表者の氏名
３　特定外国従業員受入企業の所在地
４　認定番号
５　認定年月日
６　取消年月日（認定の取消しの場合のみ）

様式第11号（告示第５の７）

平成　年　月　日

特定外国従業員帰国後雇用状況等報告書

経済産業大臣　殿

所在地
名　称
代表者の氏名　　㊞

平成○年○月○日付け認定番号○○で認定を受けた製造特定活動計画について、製造業外国従業員受入事業に関する告示第５の７に基づき、特定外国従業員の帰国後の雇用状況等を下記のとおり報告します。

記

１　当該報告に係る特定外国従業員の氏名
２　当該特定外国従業員の帰国日
３　当該特定外国従業員の雇用状況等確認日
４　当該特定外国従業員の雇用状況（雇用又は退職の別を記入）
５　（４が雇用の場合）業務内容
６　（４が退職の場合）退職した理由
１～６別紙に記載。

様式第11号　別紙

特定外国従業員の帰国後の雇用状況等

No	１当該報告に係る特定外国従業員の氏名	２当該特定外国従業員の帰国日	３当該特定外国従業員の雇用状況等確認日	４当該特定外国従業員の雇用状況（雇用又は退職の別を記入）	５（４が雇用の場合）業務内容	６（４が退職の場合）退職した理由

官報資料

国家試験

平成28年度衆議院事務局職員採用試験公告

平成28年度衆議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成28年３月１日　　衆議院事務局

１　試験の名称
⑴　衆議院事務局職員採用総合職試験（大卒程度試験）
⑵　衆議院事務局職員採用一般職試験（大卒程度試験）
⑶　衆議院事務局職員採用一般職試験（高卒程度試験）
⑷　衆議院事務局職員採用衛視試験
２　職務内容　衆議院の会議運営・調査に関する事務、一般事務及び衆議院内部の警察
３　採用予定人数
⑴　総合職試験（大卒程度試験）　若干名
⑵　一般職試験（大卒程度試験）　20名程度
⑶　一般職試験（高卒程度試験）　８名程度
⑷　衛視試験　７名程度
４　採用予定期日　平成29年４月１日
５　総合職試験（大卒程度試験）
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の２級１号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格
イ　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者
ロ　平成７年４月２日以降生まれた者で次に掲げる者
ａ　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者
ｂ　衆議院事務局がａに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第二条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
①　試験日　平成28年５月７日（土）
②　試験場　東京都
③　試験内容
ａ　基礎能力試験（多肢選択式）
ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、政治学、行政学、経済学、財政学、社会政策、国際関係、英語）（多肢選択式）
④　合格者発表　平成28年５月13日（金）
衆議院第二別館前掲示板において発表するほか、衆議院ホームページでも知らせる。また、合格者については郵便で通知する。
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日　平成28年５月30日（月）及び５月30日（月）から６月３日（金）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
②　試験場　衆議院事務局
③　試験内容
ａ　筆記試験（論文）イ憲法（１題）ロ行政法（１題）、民法（１題）、政治学（１題）、経済学（１題）（イは必須、ロのうち２科目を選択）
ｂ　個別面接試験
④　合格者発表　平成28年７月１日（金）以降、合否を各人あてに郵便で通知する。
⑸　第３次試験（第２次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日　平成28年７月21日（木）※国会情勢により変更する場合あり
②　試験場　衆議院事務局
③　試験内容　口述試験
⑹　最終合格者発表　８月下旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。
６　一般職試験（大卒程度試験）
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の１級25号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格
イ　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者
ロ　平成７年４月２日以降生まれた者で次に掲げる者
ａ　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者
ｂ　衆議院事務局がａに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第二条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
①　試験日　平成28年５月14日（土）
②　試験場　東京都